

京都市訓令甲第5号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第2事業所の長（南部クリーンセンター所長及び京都市立病院長を除く。）の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

別表第2次長（歴史資料館次長及び総合療育所次長を除く。）、事務局次長及び副園長の項第1号、第2号及び第4号中「準ずる」を「準じる」に改め、同項第5号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第2産業技術研究所工業技術センター長及び繊維技術センター長の項第9号を削り、同項第10号から同項第27号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項第1号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第2京都市立病院長の項第6号を削り、同項第7号から同項第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2京都市立病院事務局長の項第1号、第2号及び第4号中「準ずる」を「準じる」に改め、同項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号から同項第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2京都市立病院事務局次長の項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

別表第2京都市立病院経理課長の項第7号を削り、同項第8号中「物件、労力その

他」を「物品等」に改め、同号を同項第7号とする。

別表第3東京事務所次長の項第2号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第3埋立事業管理事務所長の項第2号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「並びにこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第3号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第3交響楽団事務所長の項第9号を削り、同項第10号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号から同項第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3元離宮二条城事務所長の項第4号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同項第5号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第3計量検査所長の項第3号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第3農業指導所長の項第3号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同項第4号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「並びにこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第5号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第3醍醐和光寮長の項第3号、若杉学園長の項第4号及び桃陽病院長の項第5号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第3土木事務所長の項第2号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「並びにこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第3号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

別表第3南部区画整理事務所長の項第2号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同項第3号中「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、「並びにこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第4号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削る。

附 則

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)